

長南町公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月

長南町

目次

1. はじめに	1
1.1. 計画策定の背景と目的	1
(1) 計画策定の背景	1
(2) 計画策定の目的	1
1.2. 対象範囲	2
1.3. 計画の位置づけ	4
1.4. 計画期間	4
2. 公共施設等の現況及び将来の見通し	5
2.1. 人口の現状と見通し	5
2.2. 財政の状況と見通し	6
(1) 歳入（普通会計）	6
(2) 歳出（普通会計）	7
2.3. 公共施設等の状況と将来の更新等費用の見通し	8
(1) 公共施設の状況	8
(2) インフラ資産の状況	11
(3) 公共施設等の将来の更新等費用の見通し	14
2.4. 公共施設等を取り巻く課題	16
3. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	17
3.1. 公共施設等マネジメントの原則	17
3.2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	19
(1) 点検・診断及び安全性確保の実施方針	19
(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針	20
(3) 耐震化及び長寿命化の実施方針	21
(4) 統合や廃止の推進方針	22
4. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	23
4.1. 公共施設	23
(1) 住民文化系施設	23
(2) 社会教育系施設	24
(3) スポーツ・レクリエーション系施設	25
(4) 産業系施設	26
(5) 学校教育系施設	27
(6) 子育て支援施設	28
(7) 保健・福祉施設	29
(8) 行政系施設	30

(9) 公営住宅	31
(10) 公園	32
(11) 供給処理施設	33
(12) その他	34
4.2. インフラ資産	35
(1) 道路、橋りょう	35
(2) 農業集落排水、農業用ダム	35
(3) ガス	36
(4) 公園	36
5. 推進体制	37
5.1. 全庁的な取組体制の構築、情報管理・共有のあり方	37
(1) 全庁的な取組体制の構築	37
(2) 情報の一元管理	37
5.2. フォローアップの実施方針	38
(1) PDCA サイクルによる計画の推進	38
(2) 議会・住民との情報共有	38
資料編	39

1.はじめに

1.1. 計画策定の背景と目的

(1) 計画策定の背景

我が国では、高度経済成長期に整備されてきた公共施設等（公共施設およびインフラ資産）の老朽化対策が大きな課題であるとともに、人口減少、高齢化の進展等といった社会構造の変化によって公共施設等の利用需要も変化していくことが予想されます。

こうした中、平成 26 年 4 月、総務省は全国の地方公共団体（1,718 団体）に対し、「公共施設等総合管理計画の策定要請」を行いました。

要請の中で、地方公共団体は公共施設等全体を対象として、人口や財政の見通し等とともに 10 年以上の長期的な視点に基づき、速やかに策定することが望ましいとされています。

本町においても、庁舎などの公共施設、道路や橋りょうなどのインフラ資産の多くが昭和 40 年代後半から昭和 60 年代にかけて整備・建設され、施設の老朽化が進行しつつあり、改修や更新が必要な時期を迎えようとしています。

しかし、施設の改修や更新には多額の費用を必要とすることから、厳しい財政状況の中、将来的に全ての公共施設等をこのまま維持していくことは困難であると予測されます。

このような背景のもと、公共施設等総合管理計画を策定することとなりました。

(2) 計画策定の目的

この『長南町公共施設等総合管理計画』は、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化することを目的として策定するものです。

1. 2. 対象範囲

本計画の対象は町有財産のうち、公共施設（公共建築物を有する施設）及び、インフラ資産とします。

公共施設については、住民文化系施設、社会教育系施設、スポーツ・レクリエーション系施設などの12分類、インフラ資産については、道路、橋りょう、農業集落排水、農業用ダム、ガス、公園の6分類を対象として、現状等の把握や適正な施設管理の基本的な方針を検討します。

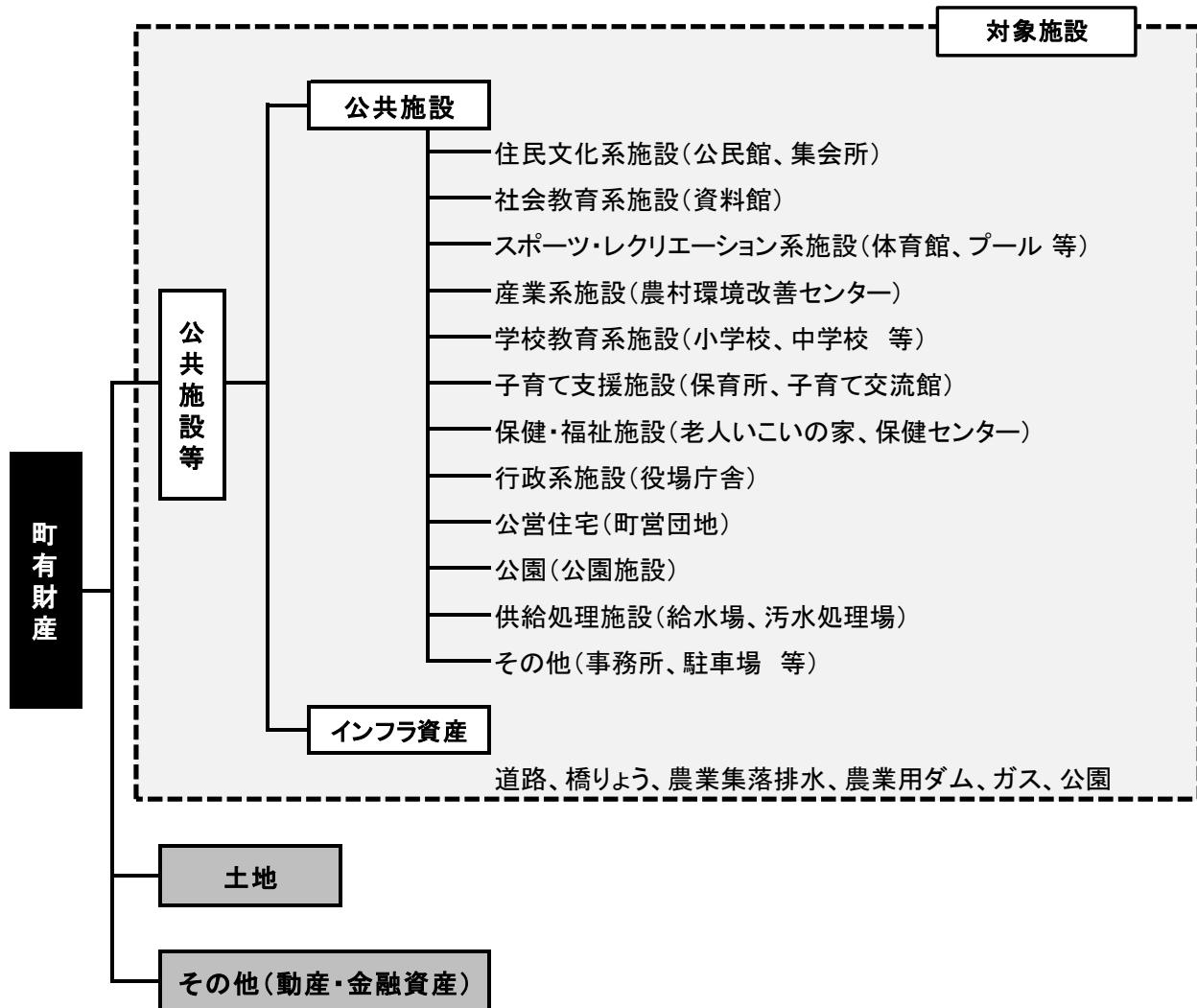


図 1-1 対象範囲

※広域組合の施設は、本計画の対象外としている。

表 1-1 公共施設一覧

平成 28 年 4 月 1 日現在

大分類	中分類	施設名
住民文化系施設	集会施設	長南町中央公民館、西町集会所
社会教育系施設	博物館等	長南町郷土資料館、長南町教育資料館
スポーツ・ レクリエーション 系施設	スポーツ施設	野球場、長南テニス場、美原台テニス場、陸上競技場、ゲートボール場、体育館、長南町 B&G 海洋センタープール
	レクリエーション 施設・観光施設	長南町野営場
産業系施設	産業系施設	長南町農村環境改善センター
学校教育系施設	学校	町立長南小学校、町立豊栄小学校、町立東小学校、町立西小学校、町立長南中学校
	その他教育施設	長南町給食所
子育て支援施設	保育所	町立長南保育所
	幼児・児童施設	長南町子育て交流館
保健・福祉施設	高齢福祉施設	長南町老人いこいの家
	保健施設	長南町保健センター
行政系施設	庁舎等	長南町役場庁舎
公営住宅	公営住宅	町営長南団地、町営豊原団地、町営西町団地
公園	公園施設（建物）	熊野の清水公園、美原台公園
供給処理施設	供給処理施設	給水場（工業団地）、汚水処理場（工業団地）
その他	その他	旧幼稚園、旧法務局長南出張所、笠森靈園管理事務所、笠森町営駐車場トイレ、東村役場跡、清水の里熊野直売所、野見金町営駐車場トイレ、給食所内倉庫（車庫含む）

1.3. 計画の位置づけ

平成 25 年 11 月に策定された国の「インフラ長寿命化基本計画」は、あらゆるインフラを対象に、国や地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進するための計画です。

長南町公共施設等総合管理計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」や町の「総合計画」を踏まえて策定するもので、本町の今後の公共施設等の管理に関する基本的な方針を示すものであり、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める個別施設計画の指針となるものです。

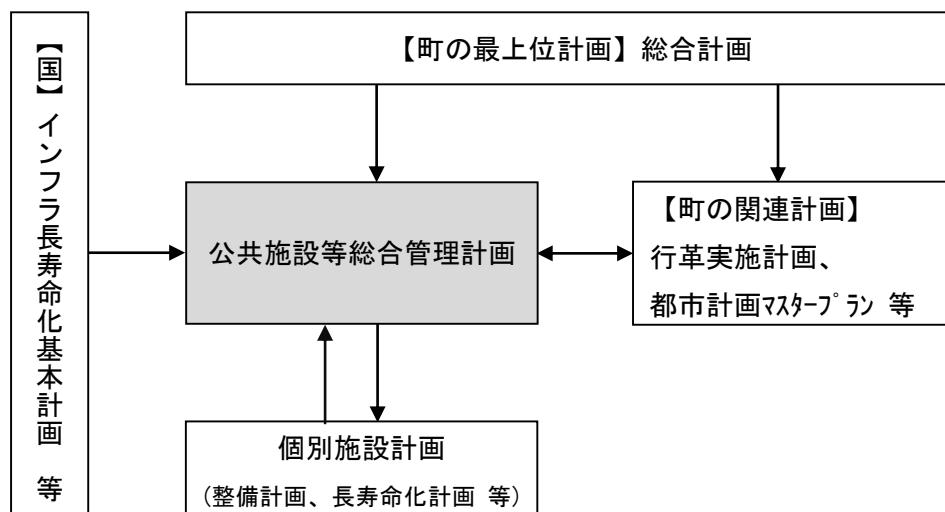


図 1-2 計画の位置づけ

1.4. 計画期間

本計画の計画期間は、中長期的な視点が不可欠であるため、平成 29 年度から平成 58 年度までの 30 年間を計画期間とします。

なお、概ね 10 年ごとに見直すことを基本とし、今後の上位計画などの見直しや社会情勢の変化などの状況に応じて、適宜見直しを行います。

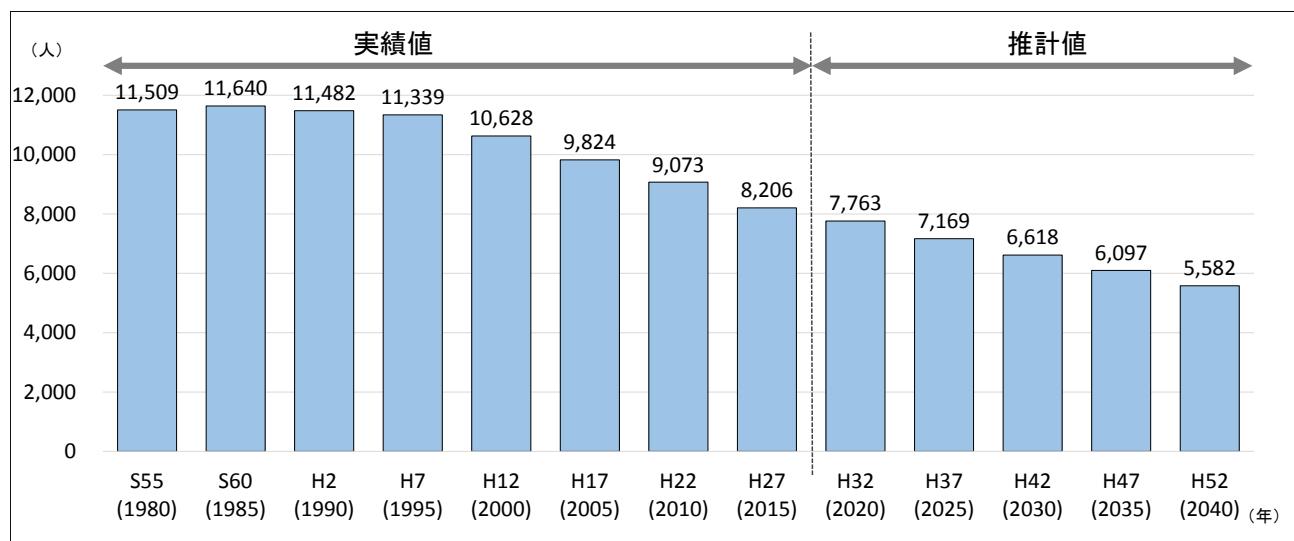
計画期間 30 年
(平成 29 年度から平成 58 年度まで)

2.公共施設等の現況及び将来の見通し

2. 1. 人口の現状と見通し

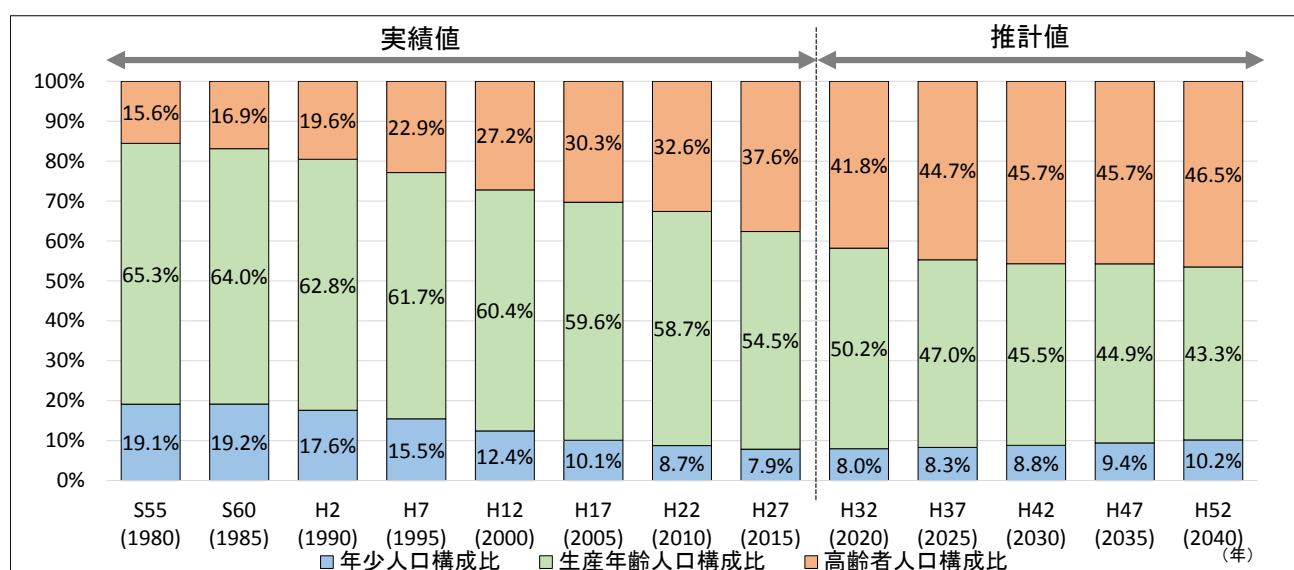
本町の総人口は昭和 60 年には 11,640 人であったが、その後は減少傾向となり平成 27 年には 9 千人を下回り、8,206 人となっています。「長南町人口ビジョン」によると、平成 27 年以降も一貫して減少が見込まれ、平成 52 年には 5,582 人まで減少する見通しです。

年齢 3 階層別の人団構成比をみると、平成 27 年の高齢者人口構成比は 37.6%となっていますが、今後、高齢化が進行し、平成 52 年には 46.5%まで増加する見通しです。



出典：実績値は総務省「国勢調査」、推計値は長南町「長南町人口ビジョン」

図 2-1 総人口の推移と見通し



出典：実績値は総務省「国勢調査」、推計値は長南町「長南町人口ビジョン」

※年少人口：15 歳未満の人口、生産年齢人口：15 歳以上 65 歳未満の人口、高齢者人口：65 歳以上の人口。

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

図 2-2 年齢 3 階層別人口構成比の推移と見通し

2. 2. 財政の状況と見通し

(1) 島入（普通会計）

島入の推移をみると、平成 27 年度の地方税は、特別土地保有税の徵収猶予取り消しにより 3.8 億円増加しているため前年度を 3.5 億円上回っていますが、この特殊事情を除けば直近 10 年間の地方税は島入の約 3 割を占めており、大きな変動はありません。将来の高齢化の進行、生産年齢人口の減少などが予測されている中で、今後、税収を含めた島入の大幅な増加が見込めないことから、公共施設等の維持管理に必要となる財源も抑制していくことが求められます。

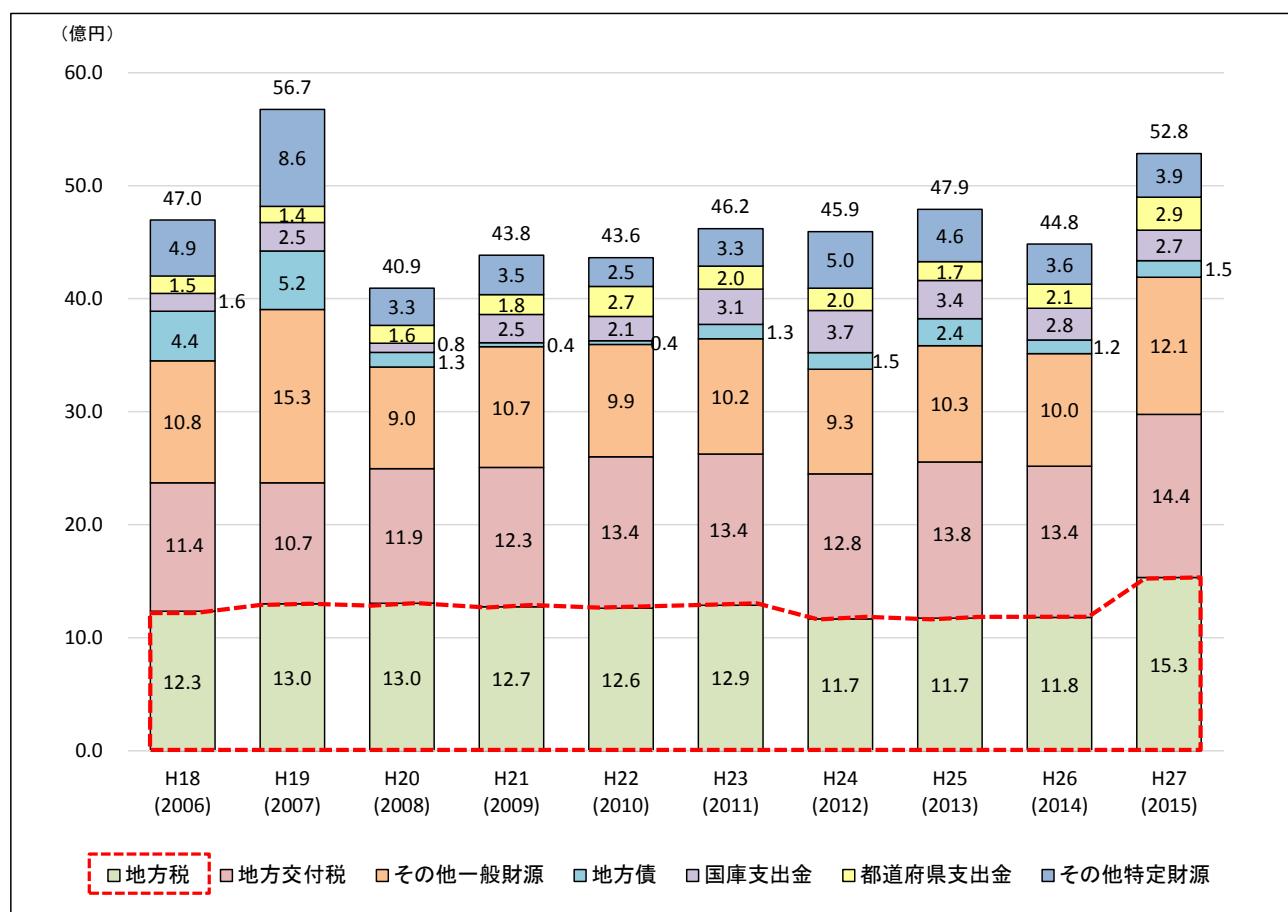


図 2-3 島入（普通会計）の推移

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある

※一般財源：いかなる経費についても使用できる収入。地方税、地方交付税、地方譲与税、地方特例交付金。

※地方税：市町村が収入する税の総称。住民税（個人、法人）、固定資産税、軽自動車税等。

※地方交付税：国と地方の財源調整と地域間の財源の偏りを調整するため、国が地方へ交付する交付金。

※特定財源：一定の使途にのみ使用できる収入。国庫支出金、都道府県支出金、地方債等。

※国庫支出金：国から市町村へ交付される補助金等の総称。

※都道府県支出金：市町村が行う事業に対して都道府県から交付され、使い道が決められている支出金。

※地方債：市町村が 1 会計年度を超えて行う借り入れ。

(2) 歳出（普通会計）

歳出の推移をみると、直近 10 年間の義務的経費のうち扶助費は増加傾向にあり、平成 18 年と平成 27 年を比較すると、歳出額は約 2 倍に増加しています。今後も少子高齢化の進行による高齢者の増加の予測に伴い、さらなる扶助費の増加が見込まれており、公共施設等にかかる投資的経費に充当される財源の確保が厳しくなる見通しです。

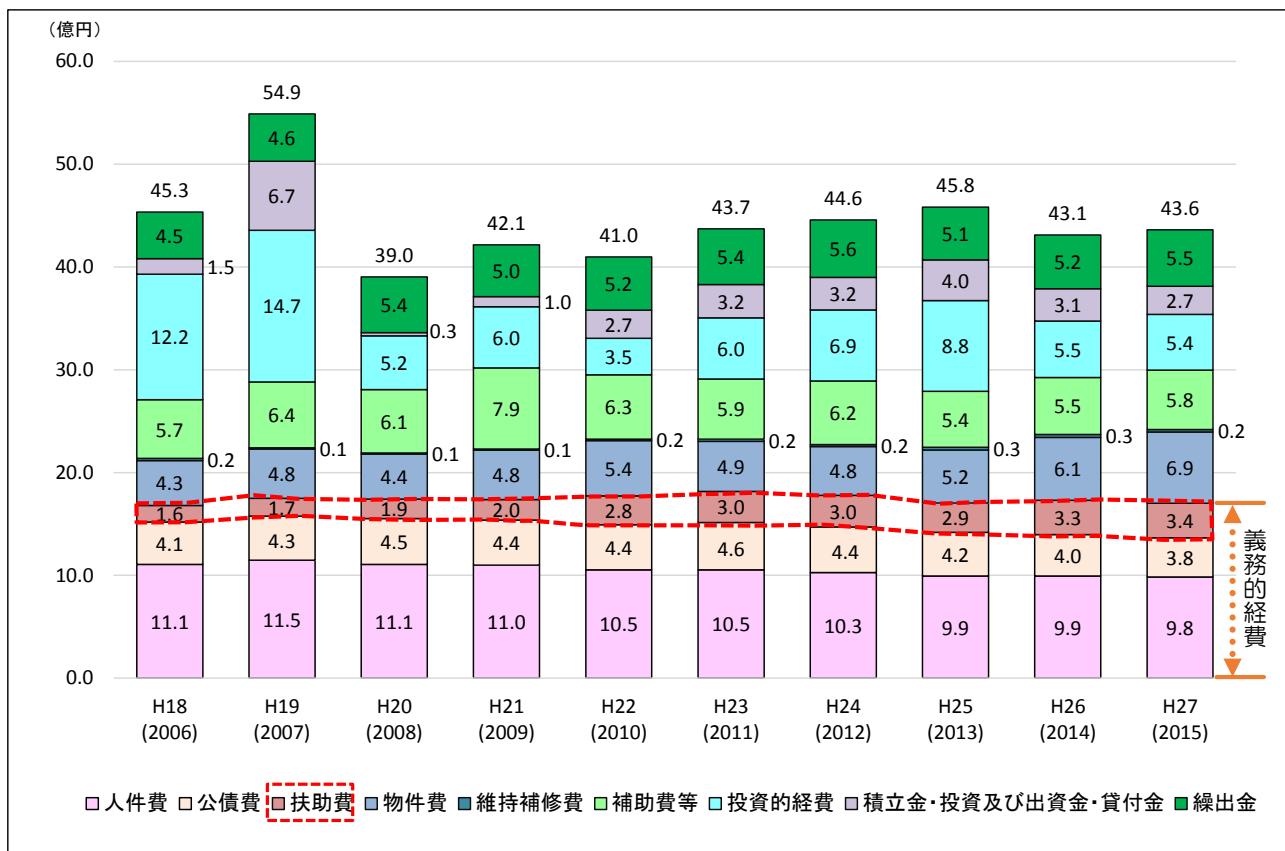


図 2-4 歳出（普通会計）の推移

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

※人件費：職員給、地方公務員共済組合等負担金、退職金、委員等報酬、議員報酬手当等。

※公債費：地方公共団体が借り入れた地方債（借金）の元金と利子の償還（返済）金及び一時借入金の利子の合算額。

※扶助費：社会保障制度の一環として、生活保護法などの各種法令に基づいて支払われる経費、及び地方公共団体が単独で行っている住民福祉に要する経費。

※物件費：消耗品などの物品購入費や、光熱水費、委託などに要する経費。

※維持補修費：公共施設等の維持に要する経費。

※補助費等：法適用企業に対する負担金、さまざまな団体等への補助金、報償費、寄附金等の補助費等。

※投資的経費：公共施設等の新增設等の建設事業に要する経費。

※繰出金：普通会計から特別会計等に対して支払う経費であり、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療（老人保健医療）等に対する普通会計の負担金。

※義務的経費：人件費、扶助費、公債費など、性質上容易に削減することができない経費。

2. 3. 公共施設等の状況と将来の更新等費用の見通し

(1) 公共施設の状況

①施設の保有状況

本町の公共施設の保有量（施設数）は39施設であり、延床面積は約4万m²となっています。延床面積の内訳をみると、学校教育系施設が最も多く全体の約55%を占めており、次いで、行政系施設（約7%）、公営住宅（約7%）が多くなっています。

表 2-1 公共施設の施設数と施設規模

平成28年4月1日現在

施設分類	施設		延床面積	
	(施設数)	(%)	(m ²)	(%)
住民文化系施設	2	5.1	1,555	3.9
社会教育系施設	2	5.1	405	1.0
スポーツ・レクリエーション系施設	8	20.5	2,368	6.0
産業系施設	1	2.6	1,224	3.1
学校教育系施設	6	15.4	21,833	54.9
子育て支援施設	2	5.1	2,254	5.7
保健・福祉施設	2	5.1	2,483	6.2
行政系施設	1	2.6	2,742	6.9
公営住宅	3	7.7	2,685	6.7
公園	2	5.1	55	0.1
供給処理施設	2	5.1	375	0.9
その他	8	20.5	1,805	4.5
合計	39	100.0	39,782	100.0

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

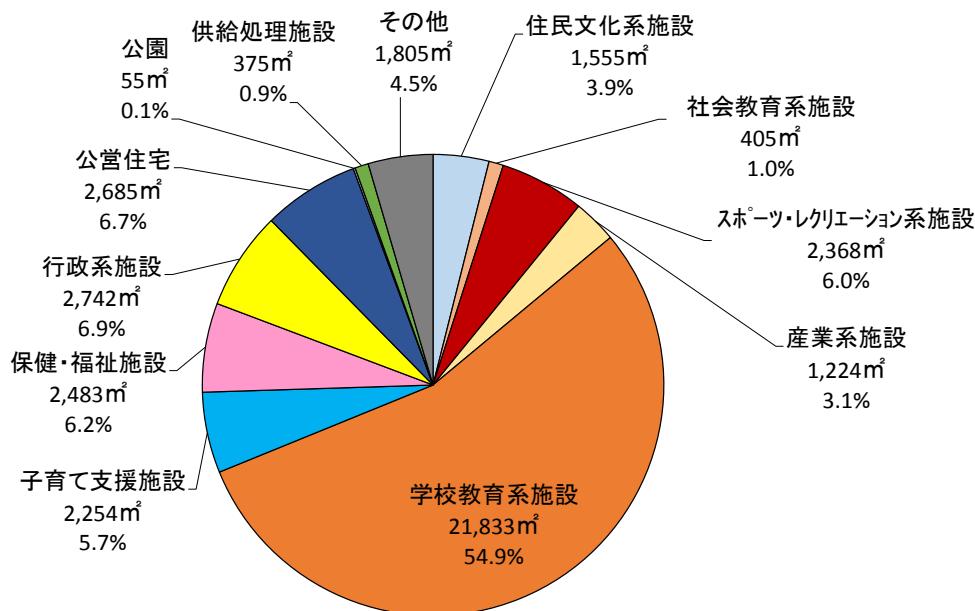


図 2-5 公共施設の施設分類別延床面積

②老朽化の状況

本町の公共施設は昭和 40 年代後半から昭和 60 年代にかけて学校教育系施設や行政系施設など、多くの施設が整備されてきました。

このため建築後 30 年以上経過している施設が約 71% を占めており、老朽化が進行しています。

一般的に、建築後 30 年程度で大規模改修、60 年程度で更新（建替え）が必要とされ ており、今後、これらの公共施設の更新等が集中することが見込まれます。

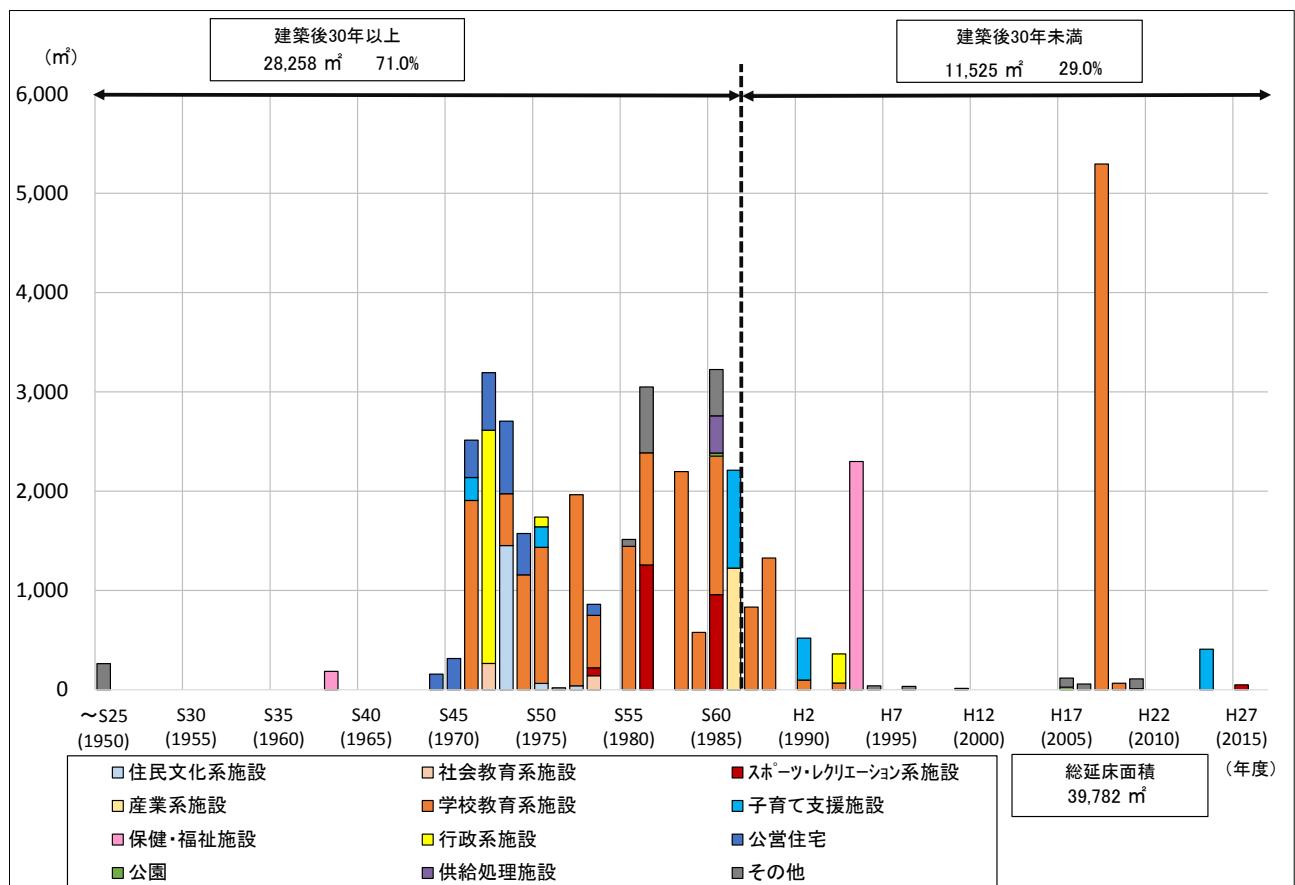


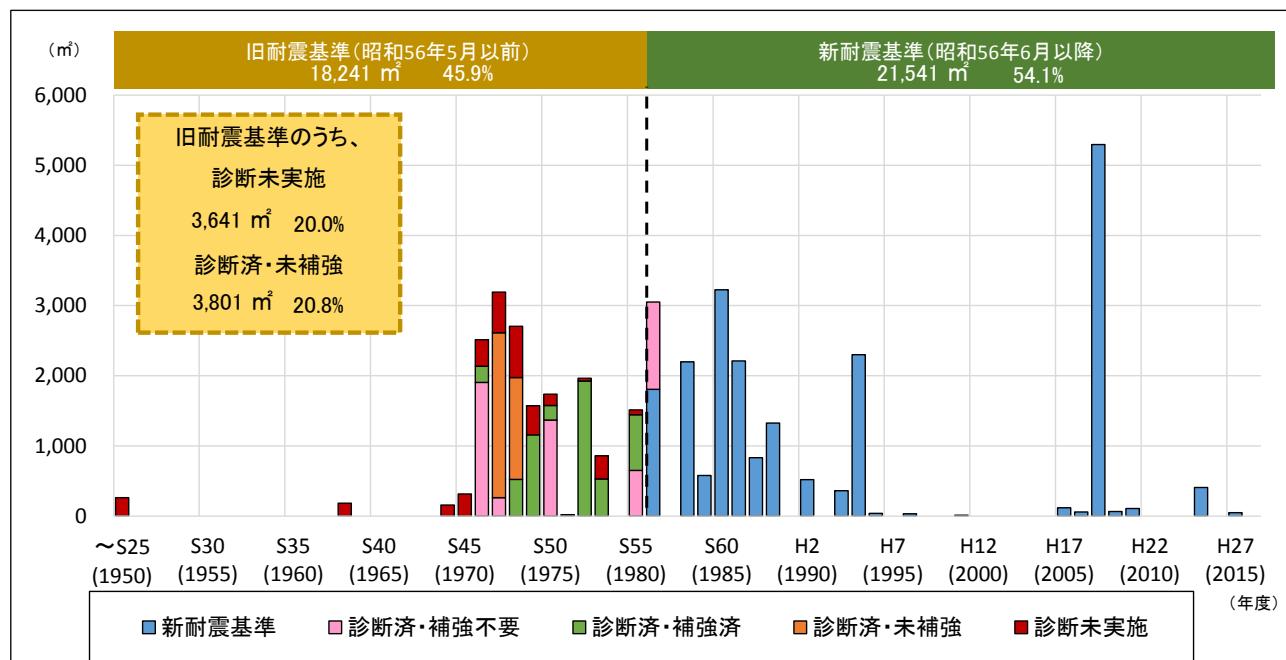
図 2-6 公共施設の建築年度別延床面積

③耐震化の状況

旧耐震基準の公共施設の延床面積は、約1万8千m²であり、公共施設全体の約46%を占めています。

旧耐震基準の公共施設のうち、診断未実施の施設は3,641 m²（約20%）を占めており、診断済・未補強の施設は3,801 m²（約21%）を占めています。

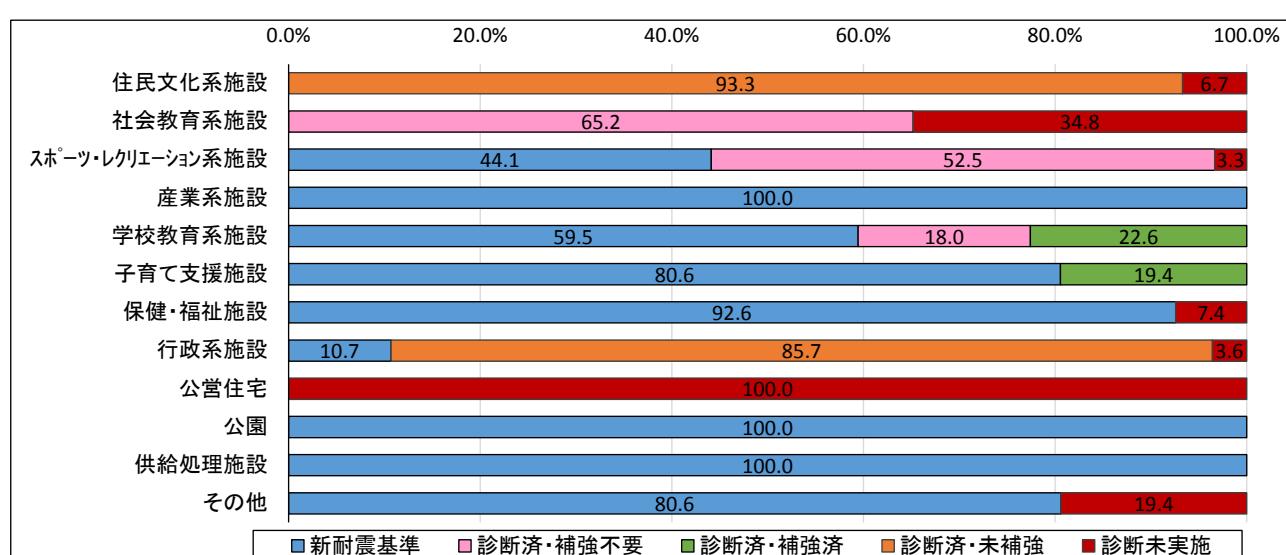
公営住宅はすべて診断未実施であり、住民文化系施設、行政系施設では診断済・未補強の施設が多くを占めています。



※旧耐震基準：建築物の設計において適用される地震（中規模地震：震度5程度）に耐えることのできる構造の基準で、昭和56年5月31日までの建築確認において適用されていた基準。

※新耐震基準：建築物の設計において適用される地震（大規模地震：震度6強以上）に耐えることのできる構造の基準で、昭和56年6月1日以降の建築確認において適用されている基準。

図 2-7 公共施設の耐震化状況（延床面積ベース）



※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

図 2-8 施設分類別の耐震化状況（延床面積ベース）

(2) インフラ資産の状況

インフラ資産は、町民の生活や産業・経済活動を支える上で必要不可欠なものです。今後の町民の安全・利便性の向上や町の活性化に向けて、さらなる施設の充実に対するニーズ・需要が見込まれることから、将来にわたってインフラ資産を適正に管理していくことが求められます。

なお、インフラ資産の保有量は、次のとおりです。

表 2-2 主なインフラ資産の保有状況

平成28年4月1日現在

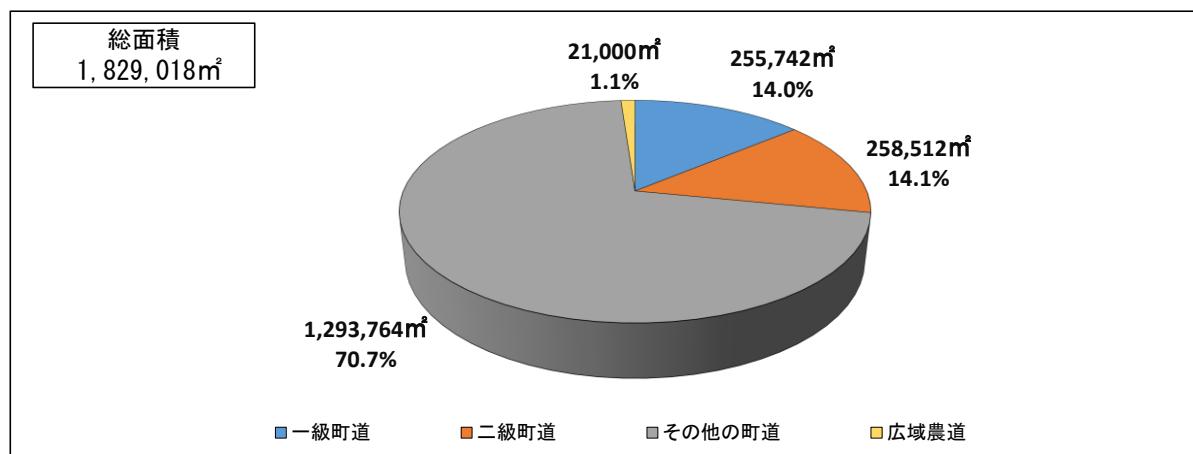
分類	種別	数量
道路	一級町道	(延長) 28,917 m (面積) 255,742 m ²
	二級町道	(延長) 34,437 m (面積) 258,512 m ²
	その他の町道	(延長) 330,556 m (面積) 1,293,764 m ²
	広域農道	(延長) 1,975 m (面積) ※ 21,000 m ²
	計	(延長) 395,886 m (面積) 1,829,018 m ²
橋りょう		149 橋
		(延長) 1,451 m
		(面積) 6,588 m ²
農業集落排水	管路	(延長) 63,652 m
	汚水処理施設	3 施設 (面積) 1,702 m ²
農業用ダム	管理施設	2 基
		1 施設
		(面積) 233 m ²
ガス	ポリエチレン管	(延長) 167,647 m
	白ガス管	(延長) 19,489 m
	ガスホルダー	3 基
	供給施設	2 施設
公園		15 箇所

※広域農道面積は概算による。

①道路

本町の道路は、総延長が約 395.9km、総面積が約 183 万m²となっています。分類別の面積は、一級町道が約 25 万 6 千m²、二級町道が約 25 万 9 千m²、その他の町道が約 129 万 4 千m²、広域農道が約 2 万 1 千m²となっています。

これまで多くの道路が整備されてきましたが、今後も道路の舗装の打換えなどの修繕等を実施し、適正に維持管理していく必要があります。



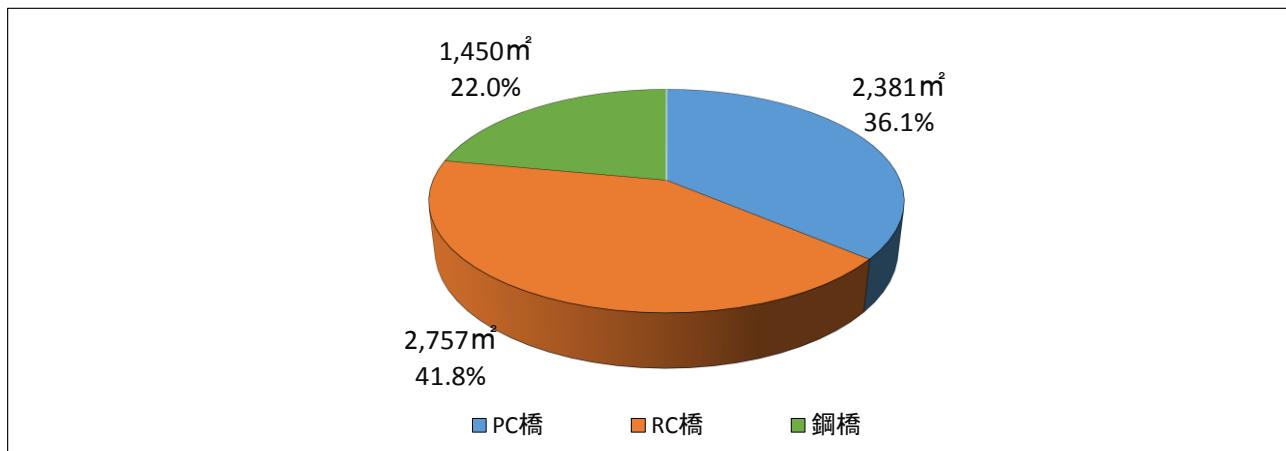
※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

図 2-9 道路の分類別面積の構成比

②橋りょう

本町の橋りょうは、149箇所、総延長が約1.5km、総面積約7千m²となっています。構造別の面積は、PC橋が2,381 m²、RC橋が2,757 m²、鋼橋が1,450 m²となっています。

橋りょうの耐用年数が60年であることを踏まえると、今後21年後から40年後にかけて、多くの橋りょうが更新時期を迎えます。



※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

図 2-10 橋りょうの構造別面積の構成比

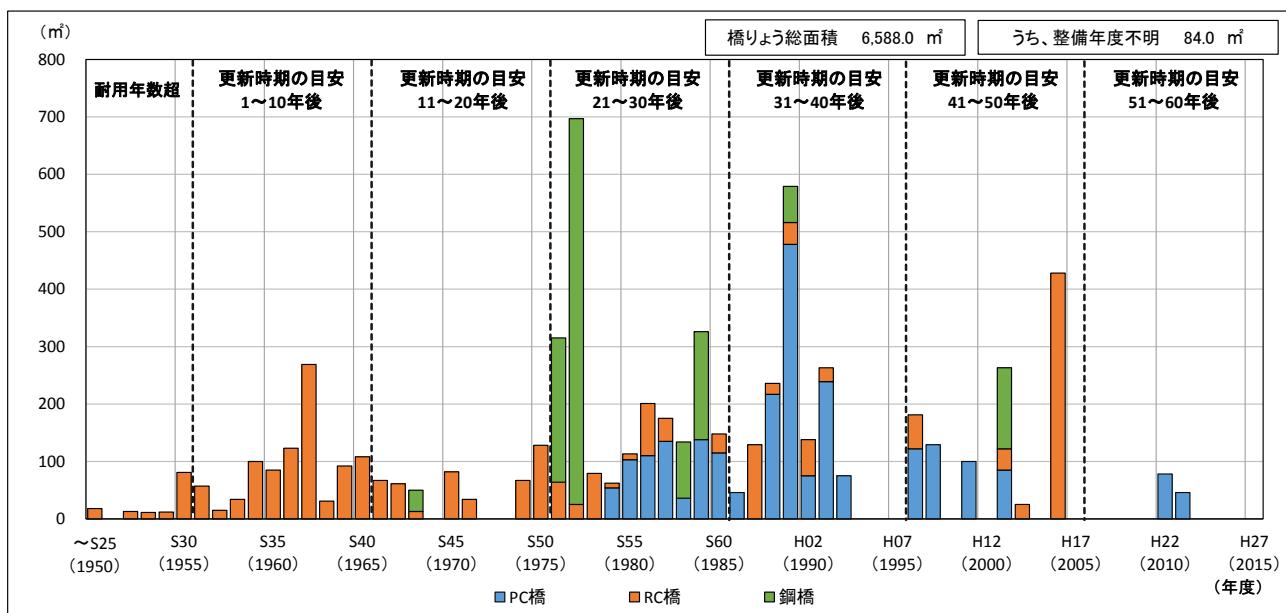


図 2-11 橋りょうの整備年度別面積

(3) 公共施設等の将来の更新等費用の見通し

①公共施設

平成 29 年度から平成 68 年度までの 40 年間に、公共施設の更新等にかかる費用の合計は約 147 億円、年平均では約 3.7 億円/年と推計されます。

平成 29 年度から平成 38 年度の 10 年間は大規模改修を中心に費用がかかる見込みであり、平成 39 年度以降は更新（建替え）を中心に多額の費用がかかる見込みです。

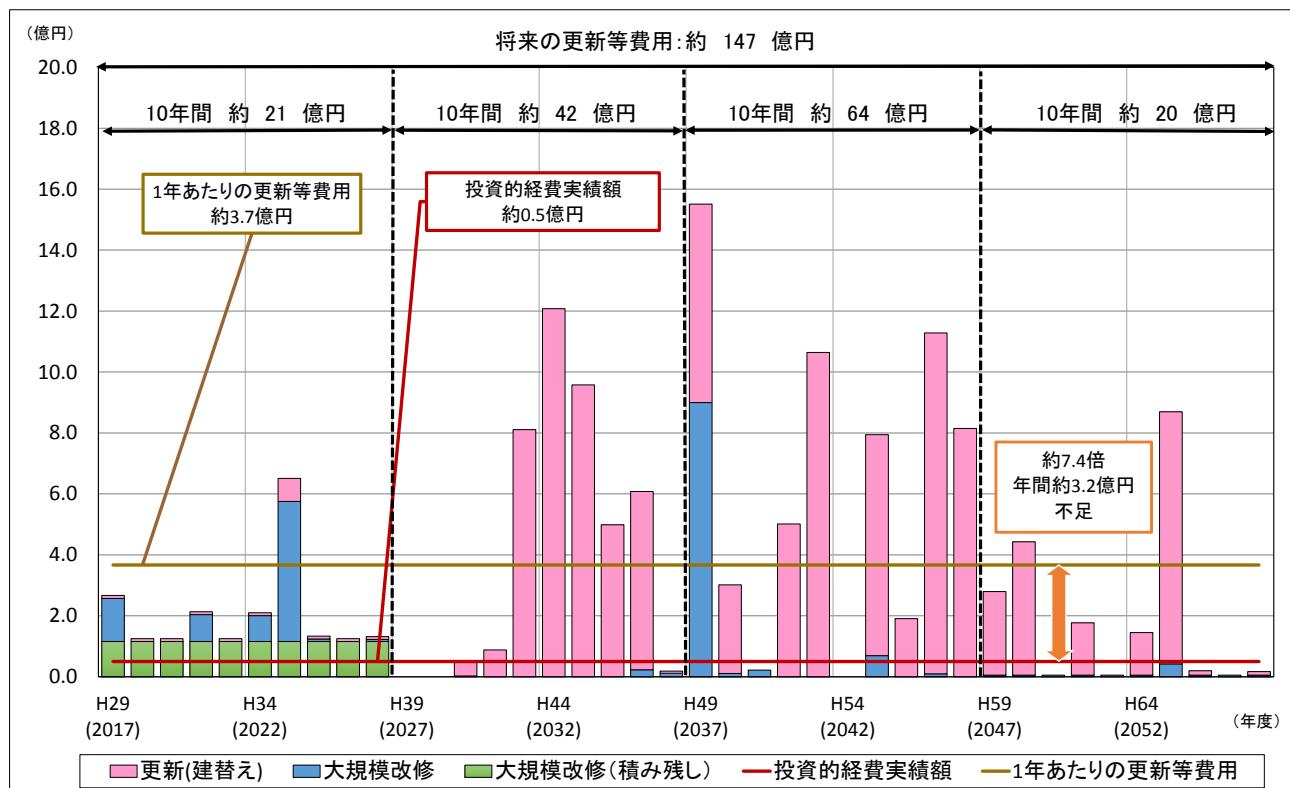
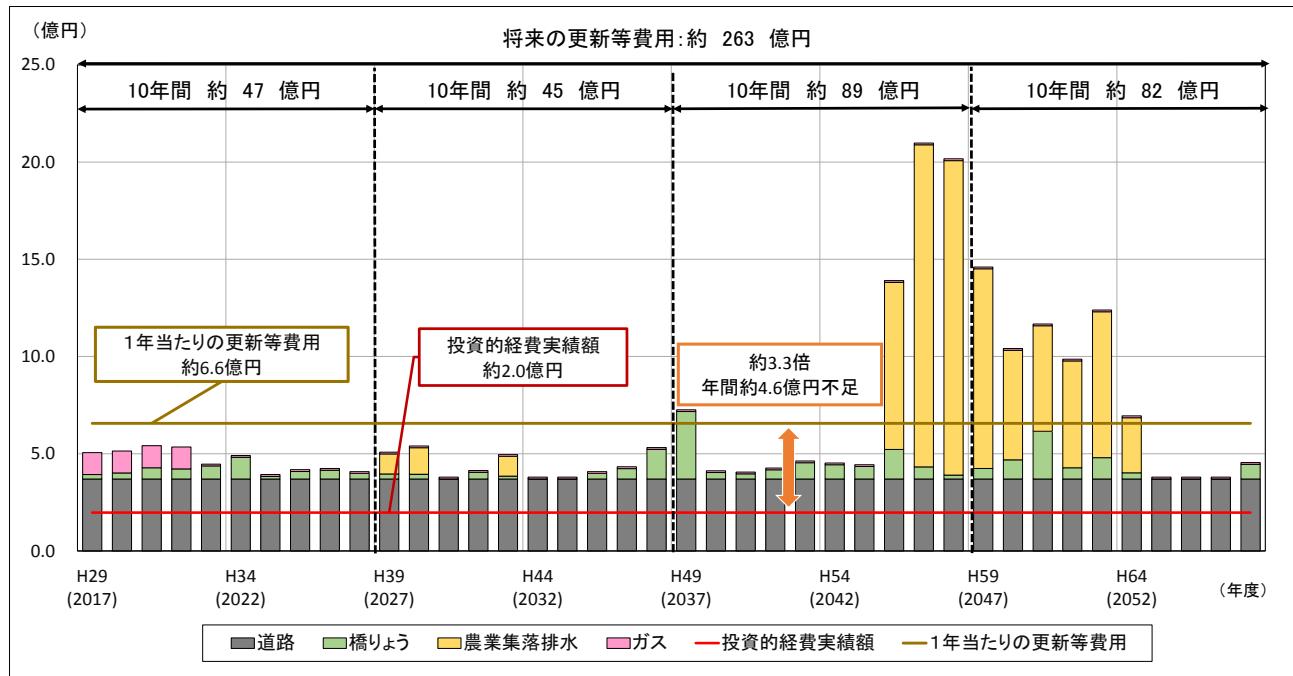


図 2-12 公共施設の将来的更新等費用の推計

②インフラ資産

平成 29 年度から平成 68 年度までの 40 年間に、インフラ資産の更新等にかかる費用の合計は約 263 億円、年平均では約 6.6 億円/年と推計されます。



※道路、橋りょうは、「公共施設等更新費用試算ソフト」（総務省監修）により試算。

※農業集落排水は、「公共施設等更新費用試算ソフト」（総務省監修）の下水道の試算条件により試算。

※ガスは、町の実績値を基にした試算条件により試算。

※投資的経費実績額：平成 23 年度から平成 27 年度の既存更新分の 5 カ年平均。「資料編」を参照。

図 2-13 インフラ資産の将来の更新等費用の推計

2.4. 公共施設等を取り巻く課題

■人口等の今後の見通しからみた課題

需要の変化への対応

本町の総人口は、今後も減少が続く見通しです。また、高齢化が進み、平成 52 年には約 2 人に 1 人が高齢者となる見通しです。

そのため、人口減少及び少子高齢化の進行による人口構造の変化を踏まえた公共施設のあり方や、新たな町民ニーズに対応した機能の維持・向上を検討する必要があります。

■財政状況からみた課題

厳しい財政状況への対応

歳入の面では、生産年齢人口の減少などにより税収の増加は期待できない状況となっています。歳出の面では、扶助費の増加により、公共施設等にかかる投資的経費に充当できる財源を現在の水準で維持することが困難となることが想定されます。

そのため、今後の厳しい財政状況を見据えて、施設の維持管理・運営にかかるコストの縮減や財源の確保を図る必要があります。

■施設の状況からみた課題

施設の老朽化への対応

本町が保有している公共施設の多くは、昭和 40 年代後半から昭和 60 年代にかけて整備されており、老朽化が進行しています。今後、施設の更新や改修が必要となる時期を迎える、施設の更新や改修には多額の費用を要することや、更新時期が集中することが想定されます。

そのため、施設の安全性や性能の確保と、更新や改修にかかる費用の抑制・平準化を図る必要があります。

3.公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

3. 1. 公共施設等マネジメントの原則

本町における将来人口は減少傾向にあり、これに伴い税収が減少する一方、高齢化による社会保障費等の増加も想定され、公共施設等の更新等費用（大規模改修と更新（建替）にかかる経費）は、将来大きな財政負担となることが想定されることから、公共施設等の保有量を現在のまま維持することは極めて困難な状況にあります。

これらの現状を鑑み、以下の3つの原則に基づいて、将来に向けて公共施設等の保有量等の適正化を図ります。

原則1 継続可能な公共サービスの提供

将来のまちづくりを見据え、地域特性、住民需要、財政事情などを勘案し、「施設ありき」を前提とするのではなく、施設の「機能」を重視し、施設の規模や配置の適正化を図ります。

<公共施設等の保有量適正化の方向性>

将来にわたり公共サービスを提供し続けるために、下記の取組などにより、公共施設の保有量を縮減し、適正化を図ります。

公共施設

- 公共施設における可能な限りの新規整備抑制
- 低未利用施設の積極的活用の推進
- 低未利用施設のうち、老朽化し、活用が見込めない施設の積極的な処分
- 施設更新時における統廃合等での施設規模、延床面積の縮小
- 保有する必要性が低い施設の地元や民間等へ譲渡

インフラ資産

インフラ資産は、社会基盤となる施設であり、現時点では基本的に総量の縮減が困難であることから、予防保全型の維持管理に努め、費用の抑制・平準化を図り、持続可能な施設保有を目指します。

原則2 計画的な施設の保全

民間活力の導入、省エネルギー対策、低未利用施設の処分、受益者負担の適正化などの様々な取組により、施設の維持管理や運営にかかるコストの縮減と財源の確保に努めます。

施設の老朽化に対して、予防保全型の計画的な維持管理により、施設の安全性、性能を確保するとともに、更新や改修にかかる費用を抑制・平準化し、財政負担の軽減に努めます。

原則3 多様なニーズに対応した施設の提供

必要となる公共サービスの水準の確保に努めるとともに、今後の社会情勢等の変化に対応するため、社会的要水準を満たすなどの機能の充実を図り、今後も安定した公共サービスの提供を目指します。

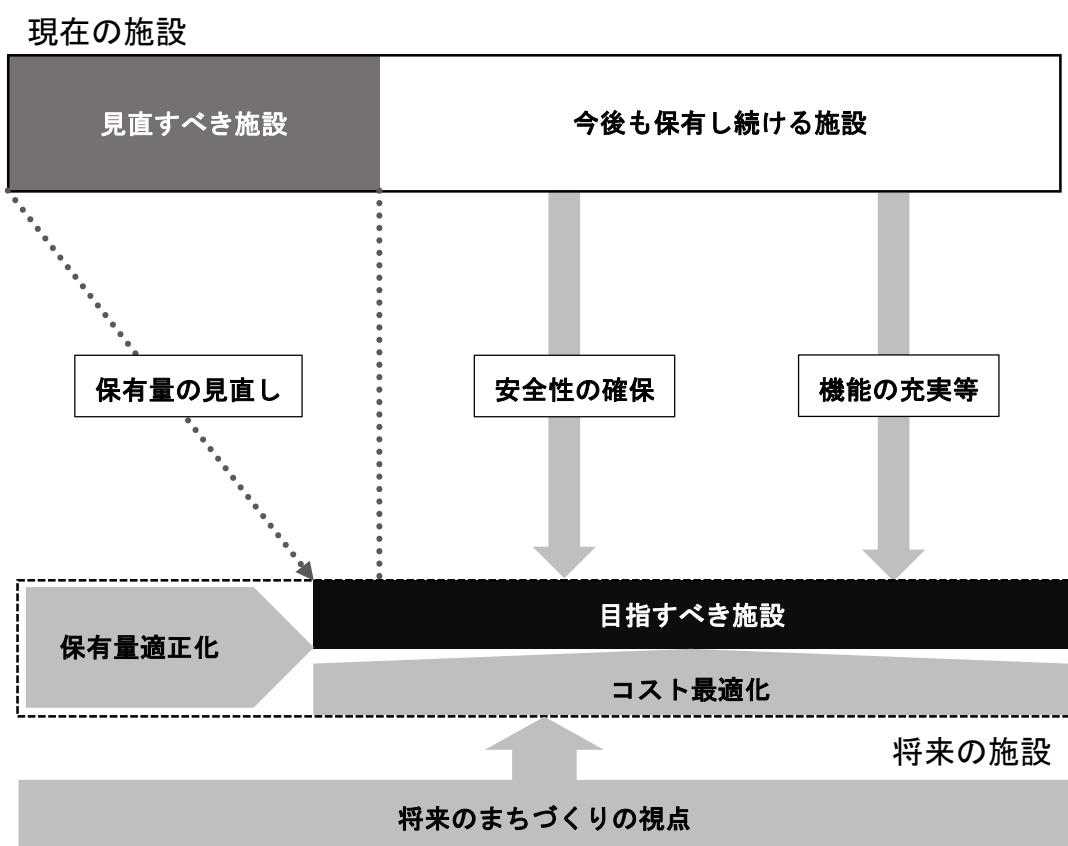


図 3-1 目指すべき施設のイメージ

3.2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

「公共施設等マネジメントの原則」を踏まえ、公共施設等の管理に関する基本的な考え方について以下に整理します。

(1) 点検・診断及び安全性確保の実施方針

①公共施設

日常的な点検・診断の実施

- 建物の性能を適切に維持するために、施設の特性に応じて、日常的に点検・診断を実施し、不具合箇所の早期発見に努めます。
- 点検・診断等の結果から得られた施設の状態や対策履歴の情報を記録し、次期点検・診断等に活用するメンテナンスサイクルを構築し、継続的に取り組んでいきます。

劣化や損傷等への措置

- 点検・診断等で建物や設備の劣化、損傷が認められた施設については、速やかに必要な措置を講じることにより安全性を確保します。

施設の除却等の措置

- 老朽化し今後とも利用見込みのない施設や、高度の危険性が確認された施設については、立入禁止措置などを行い、周辺環境への影響を考慮し、施設の除却等の対策を講じます。

②インフラ資産

計画的な点検・診断の実施

- 施設の特性に応じて、国・県の基準やマニュアル等を踏まえて、計画的に点検・診断を実施し、施設の劣化や損傷等の状況把握に努めます。

メンテナンスサイクルの構築

- 点検・診断・修繕等の措置の履歴の情報を記録し、次期点検・診断等に活用するという「メンテナンスサイクル」を構築します。

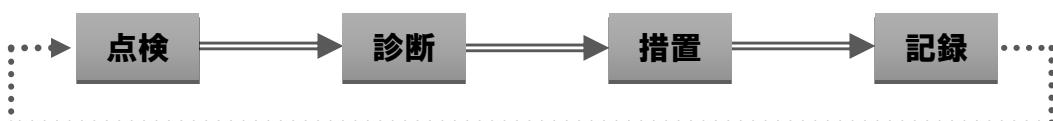


図 3-2 メンテナンスサイクルのイメージ

速やかな措置による安全性確保

- 点検・診断等で老朽化、損傷が認められた施設については、速やかに復旧等の必要な措置を講じることにより安全性を確保します。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

①公共施設

計画的な維持管理・修繕・更新の実施

- 各施設における部位・部材などの修繕周期及び前述の点検・診断結果を踏まえ、適切な時期に修繕を実施することにより建物の性能の低下や事故等を未然に防ぎ、良好で安全な状態の保持に努めます。
- 劣化状況等を踏まえて、建物の改修や更新の優先度、建物の改修時期、更新時期を検討し、費用の平準化を図ります。

協働による維持管理

- 民間事業者や地域住民との連携も視野に入れながら、効率的な施設の運営や公共サービスの維持・向上を図ります。

効率的・効果的な維持管理・運営

- 更新や改修等の際には、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン対応、省エネルギー対策、耐震化、防災対策など、時代の要請や住民需要に対応するために、必要となる施設の機能確保に努めます。
- 効率的・効果的な維持管理・運営を実現するために、施設の長寿命化、省エネルギー対策への取り組み、民間活力の導入（指定管理者制度、包括的民間委託など）の検討などにより、トータルコストの縮減に努めます。

②インフラ資産

予防保全型の維持管理

- 予防保全型の維持管理に努め、コストの抑制と平準化を図っていきます。

計画的な新設・更新等の実施

- 費用対効果や経済波及効果を考慮し、効果的・計画的に新設・更新等を実施します。
- 長期にわたって維持管理しやすい施設の更新や新設に努めます。

(3) 耐震化及び長寿命化の実施方針

①公共施設

計画的な耐震化の推進

○耐震化未実施の施設のうち、保有し続ける施設については、災害時の拠点機能などの防災面の役割等を考慮し、計画的に耐震化を推進します。

計画的な長寿命化の推進

○今後も継続的に保有し続ける施設のうち、長寿命化をすることによりライフサイクルコストの縮減を見込むことができる施設については、計画的に長寿命化を推進します。

②インフラ資産

耐震化の推進

○安全性確保や安定した供給・処理が極めて重要であることから、各施設の特性や緊急性、重要性を考慮のうえ、点検結果に基づき耐震化を推進します。

長寿命化の推進

○施設特性を考慮のうえ安全性や経済性を踏まえつつ、長寿命化を図り、コストの抑制や平準化に努めます。

○橋りょうについては「長南町 橋梁長寿命化修繕計画」が策定されており、他施設の動向と調整を図りながら長寿命化を推進します。その他のインフラ資産についても「個別修繕計画」に基づき、長寿命化を推進します。

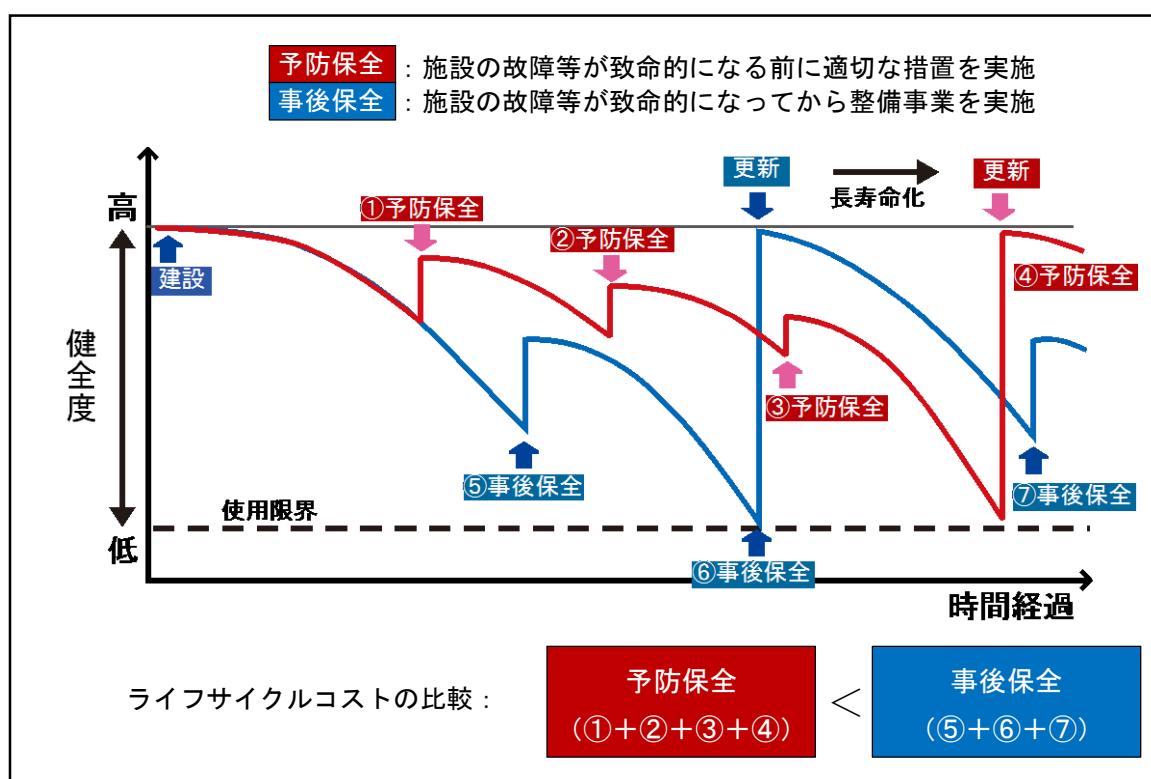


図 3-3 長寿命化のイメージ

(4) 統合や廃止の推進方針

①公共施設

施設総量の適正化

○中長期的な視点をもって、町が施設を保有・管理する必要性、劣化状況、需要見込み等を総合的に勘案し、更新、統合、廃止等を計画的に進め、総量の適正化を図ります。

方法	内容	イメージ	例
集約化	同一機能の複数施設をより少ない施設規模や数に集約		<ul style="list-style-type: none"> ・更新や改築の際に2つの集会施設を1つに統合
複合化	周辺の異なる機能の施設と統合		<ul style="list-style-type: none"> ・学校の余剰教室に児童館の機能を移転
民間施設の活用	周辺の民間施設を活用		<ul style="list-style-type: none"> ・民間住宅を借り上げて公営住宅として供給
実施主体や管理運営主体の変更	事業の実施主体や管理運営主体を民間等へ変更		<ul style="list-style-type: none"> ・集会施設を地元自治会へ譲渡
広域連携	近隣自治体の施設の機能、配置状況等を踏まえ、施設を広域利用		<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ施設を近隣自治体と相互利用
廃止	未利用施設等を廃止し、跡地を売却や貸付		<ul style="list-style-type: none"> ・未利用施設を廃止し、跡地を売却

図 3-4 主な公共施設の再編パターン

②インフラ資産

計画的な整備

○インフラ資産は、今後の社会・経済情勢の変化や町民のニーズを踏まえながら、財政状況を考慮して、中長期的な視点から必要な施設の整備を計画的に行います。

4.施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

4. 1. 公共施設

(1) 住民文化系施設

①概要

構成施設

大分類	中分類	主な施設
住民文化系施設	集会施設	長南町中央公民館、西町集会所

現状

- 集会施設は「長南町中央公民館」、「西町集会所」です。
- 「長南町中央公民館」は、避難所に指定されています。
- いずれの施設も建築後40年以上が経過しており、新耐震基準へ未対応の施設です。
- 「長南町中央公民館」は、外壁の一部が劣化しているなど老朽化の進行がみられます。
- 「長南町中央公民館」は、今後も利用者数に大きな変化はないと想定されますが、住民の高齢化に伴い、利用者層も運動して高齢化していくことが見込まれます。
- 「西町集会所」は、地域住民により管理運営されています。

②今後の方針

- ◇集会所については、地域住民等による施設の管理運営を図ります。
- ◇「長南町中央公民館」は、施設の老朽化、耐震性、需要等を踏まえて、他施設との複合化など、施設のあり方について検討を行います。

(2) 社会教育系施設

①概要

構成施設

大分類	中分類	主な施設
社会教育系施設	博物館等	長南町郷土資料館、長南町教育資料館

現状

- 博物館等は「長南町郷土資料館」、「長南町教育資料館」であり、展示施設となっています。
- 「長南町郷土資料館」は、外壁の大規模改修が実施されていますが、老朽化の進行がみられます。
- 各施設は職員による点検、修繕等の管理を行っています。
- 「長南町教育資料館」は、施設の約半分が埋蔵文化財の収蔵・保管スペースとなっており、展示施設としてはほとんど活用されていない状況です。

②今後の方針

- ◇職員及び委託業者により定期的な点検、修繕を行い、適切な維持管理・運営に努めます。
- ◇「長南町教育資料館」は、小学校旧校舎の保存目的もありますが、今後、管理と活用方法の検討を行うなかで、施設のあり方自体についても検討を行います。
- ◇「長南町郷土資料館」は、施設の老朽化、学校教育と連携した利用等を踏まえて、施設のあり方について検討を行います。

(3) スポーツ・レクリエーション系施設

① 概要

構成施設

大分類	中分類	主な施設
スポーツ・ レクリエーション 系施設	スポーツ施設	野球場、長南テニス場、美原台テニス場、 陸上競技場、ゲートボール場、体育館、 長南町B&G海洋センタープール
	レクリエーション 施設・観光施設	長南町野営場

現状

- スポーツ施設は「野球場」など7施設があります。
- レクリエーション施設・観光施設は「長南町野営場」です。
- 「美原台テニス場」等は、建築後30年以上が経過した施設で老朽化が著しくなっています。
- 各施設は職員による定期点検、委託業者による修繕を行っています。
- 利用状況は概ね全施設で利用されており、週末の利用が多い状況となっています。
- スポーツ施設については、平成29年度に統合小学校が開校することから、体育馆・陸上競技場・プール等の平日における利用増が見込まれます。

② 今後の方針

- ◇ 各施設については、職員及び委託業者により定期的な点検、修繕を行い、適切な維持管理・運営を行います。
- ◇ 老朽化が進展している「美原台テニス場」については、改修もしくは廃止を検討します。
- ◇ その他のスポーツ施設については、長寿命化などによる施設の長期利用の検討を行います。
- ◇ 「長南町野営場」については、安全性の確保に努めるとともに、利用増進を図ります。

(4) 産業系施設

①概要

構成施設

大分類	中分類	主な施設
産業系施設	産業系施設	長南町農村環境改善センター

現状

- 産業系施設は「長南町農村環境改善センター」であり、建築後 30 年近く経過し、老朽化が著しい状況です。
- 敷地を賃借しており賃借料が発生しています。
- 委託業者より定期的な点検、修繕を行っています。
- 特定の利用者、団体が利用している状況であり、少子高齢化の影響もあり、今後、利用減が見込まれます。

②今後の方針

- ◇ 「長南町農村環境改善センター」は、老朽化、用地状況、需要等を踏まえて、施設のあり方について検討を行います。

(5) 学校教育系施設

①概要

構成施設

大分類	中分類	主な施設
学校教育系施設	学校	町立長南小学校、町立豊栄小学校、 町立東小学校、町立西小学校、 町立長南中学校
	その他教育施設	長南町給食所

現状

- 学校は「町立長南小学校」など 5 施設、その他教育施設は「長南町給食所」です。
- 既存 4 小学校は避難所に指定されています。
- いずれの施設も建築後 30 年以上が経過し、老朽化が著しい施設もあります。
- 平成 28 年度に既存 4 小学校を閉校し、平成 29 年度に 1 校に再編します。
- 各施設は職員及び委託業者により定期的な点検、修繕を行っています。
- 学校では、今後の少子化に伴い、空き教室が増加する見込みです。

②今後の方針

- ◇学校の再編に伴う余剰施設については、他用途への転換など資産の有効活用を検討します。
- ◇「長南町給食所」については、将来配食数などを踏まえて、改修、更新、民間活力の導入、近隣自治体との連携など、今後の施設のあり方について検討を行います。
- ◇今後とも職員及び委託業者等により定期的な点検、修繕を行い、適切な維持管理・運営を行います。

(6) 子育て支援施設

①概要

構成施設

大分類	中分類	主な施設
子育て支援施設	保育所	町立長南保育所
	幼児・児童施設	長南町子育て交流館

現状

- 保育所は「町立長南保育所」、幼児・児童施設は「長南町子育て交流館」です。
- 両施設とも委託業者により点検、修繕を実施しています。
- 「町立長南保育所」は、全館とも十分に活用されています。
- 「長南町子育て交流館」は、平成27年度に開設した施設であり、子育てサークルを中心として、十分に活用されています。

②今後の方針

- ◇各施設については委託業者により定期的な点検、修繕を行い、適切な維持管理・運営を行います。
- ◇「町立長南保育所」は、少子化の進行に伴い、将来的には利用者数の減少も想定されますが、核家族化や夫婦共働きの増加などの社会構造の変化に伴う利用者のニーズも高まっていることから、現状の施設配置を維持します。
- ◇「長南町子育て交流館」は、長寿命化などにより施設の長期利用の検討を行います。
- ◇放課後における児童の安心・安全な生活環境を提供できるよう、児童クラブ施設の整備を推進していきます。

(7) 保健・福祉施設

①概要

構成施設

大分類	中分類	主な施設
保健・福祉施設	高齢福祉施設	長南町老人いこいの家
	保健施設	長南町保健センター

現状

- 高齢福祉施設は「長南町老人いこいの家」、保健施設は「長南町保健センター」です。
- 「長南町老人いこいの家」は、建築後 50 年以上が経過しており、老人クラブと、自治会が主に利用していますが、一定期間利用がない状況もみられます。
- 「長南町保健センター」は、防災活動の拠点として位置付けられており、委託業者が定期点検を実施しています。
- 「長南町老人いこいの家」については、近隣住民により管理されています。

②今後の方針

- ◇ 「長南町保健センター」については、定期的な点検や修繕などの実施により、施設の適切な維持管理に努めます。
- ◇ 「長南町老人いこいの家」については、施設の老朽化状況、利用状況等に応じて、改修、更新、統廃合など、今後の施設のあり方について検討を行います。

(8) 行政系施設

①概要

構成施設

大分類	中分類	主な施設
行政系施設	庁舎等	長南町役場庁舎

現状

- 建築後40年以上が経過しており、新耐震基準へ未対応の施設です。
- 行政サービスの拠点、防災活動の拠点として位置付けられており、委託業者が定期点検を実施しています。
- 定期点検時に指摘を受けた場合は、適宜修繕を実施しています。
- 町の各種計画により更新（建替え）が検討されています。

②今後の方針

- ◇「長南町役場庁舎」は、行政サービス、防災活動で重要な施設であることから、規模の縮小による更新（建替え）など、今後の施設のあり方について検討し、施設の安全性の確保を図ります。
- ◇更新後は、長寿命化などによる施設の長期利用の検討を行います。

(9) 公営住宅

①概要

構成施設

大分類	中分類	主な施設
公営住宅	公営住宅	町営長南団地、町営豊原団地、 町営西町団地

現状

- 公営住宅は「町営長南団地」など3施設があります。
- いずれの施設も建築後30年以上が経過し、老朽化が進んでいます。
- 各施設は職員により点検、修繕等の管理を行っています。

②今後の方針

- ◇「町営長南団地」、「町営豊原団地」については、施設の老朽化状況、利用状況等に応じて、改修、更新、統廃合など、今後の施設のあり方について検討を行います。
- ◇「町営西町団地」については、定期的な点検や修繕などの実施により、施設の適切な維持管理に努めます。

(10) 公園

①概要

構成施設

大分類	中分類	主な施設
公園	公園施設（建物）	熊野の清水公園、美原台公園

現状

- 「熊野の清水公園」、「美原台公園」は、トイレなどの建物を有した公園です。
- 「熊野の清水公園」は、公園として使用の他に、まつりのイベント時で使用されています。
- 「熊野の清水公園」については、季節の花などのイベントを通じ、写真家や来場者の需要は増えています。

②今後の方針

- ◇各施設については、定期的な点検や修繕などの実施により、施設の適切な維持管理に努めます。
- ◇公共サービス水準の確保に努め、必要に応じ、トイレや休憩所などの施設整備を行います。

(11) 供給処理施設

①概要

構成施設

大分類	中分類	主な施設
供給処理施設	供給処理施設	給水場（工業団地）、汚水処理場（工業団地）

現状

- 供給処理施設は「給水場（工業団地）」、「汚水処理場（工業団地）」です。
- 建築後 30 年以上が経過し、給排水施設の老朽化が進行しています。
- 各施設は「長南町工業団地連絡協議会」で点検、修繕等を実施しています。

②今後の方針

- ◇各施設については、「長南町工業団地連絡協議会」による定期的な点検や修繕などの実施により、施設の適切な維持管理に努めます。

(12) その他

①概要

構成施設

大分類	中分類	主な施設
その他	その他	旧幼稚園、旧法務局長南出張所、笠森靈園管理事務所、笠森町営駐車場トイレ、東村役場跡、清水の里熊野直売所、野見金町営駐車場トイレ、給食所内倉庫（車庫含む）

現状

- 「旧幼稚園」など8施設があります。
- 設置当初の目的以外で利用されている施設があります。
- 建築後30年以上が経過し、老朽化が著しい施設があります。
- 各施設は職員及び委託業者により、定期的な点検、修繕を行っています。

②今後の方針

- ◇計画的な点検や修繕等の実施により、施設の適切な維持管理に努めます。
- ◇低未利用施設については、施設の設置目的、現在の利用状況、今後の利用見込み等を勘案し、廃止、転用、貸付、売却など、施設の有効活用を図ります。

4.2. インフラ資産

(1) 道路、橋りょう

①概要

- 道路の総延長は約 396km であり、橋りょうは 149 箇所です。
- 道路は舗装の老朽化が進んでいる箇所があります。
- 道路は職員が日常パトロールを行い、適宜修繕を実施しています。
- 道路、橋りょうは定期的に「ストック点検」を実施しています。
- 橋りょうは平成 22 年度に「橋梁長寿命化修繕計画」が策定され、定期的な点検結果に基づき、見直します。

②今後の方針

- ◇「道路」(トンネル及び法面等の道路構造物を含む)は、今後とも定期的な道路ストック点検を行い、「個別修繕計画」に基づき、適切な維持管理を実施します。
- ◇「橋りょう」については、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、予防保全型の計画的な維持管理により、安全で円滑な交通の確保と、維持管理費の抑制・平準化に努めます。
- ◇損傷などが確認された場合は、適宜修繕を実施します。

(2) 農業集落排水、農業用ダム

①概要

- 農業集落排水は、管路延長約 64km、汚水処理施設が 3 施設を有しています。
- 農業用ダムは、「山内ダム」、「蔵持ダム」の 2 基を有しています。

②今後の方針

- ◇予防保全型の計画的な維持管理により、維持管理費用の抑制・平準化に努めます。
- ◇老朽度具合等に応じて、順次、施設や管路の耐震化、更新等を進めます。

(3) ガス

①概要

- ガス施設はポリエチレン管延長約 168km、白ガス管延長約 20km、ガスホルダー 3 基及び供給施設 2 施設を有しています。

②今後の方針

- ◇各施設の管理については、今後とも法令に基づく定期点検を行い、安全・安心なガスの供給に努めます。
- ◇各部の損傷及び変化等の状況について、技術上の基準に適合していることを確認し、適宜修繕を実施します。

(4) 公園

①概要

- 「笠森弁天谷堰公園」、「野見金公園」、「熊野の清水公園」は、「長南町ふるさとふれあい公園基本構想・基本計画書（平成 3 年 3 月）」に基づき整備されました。
- 「親水公園」は、河川敷を活用し設置されている施設です。
- 「町営豊原団地公園」は、町営住宅内に設置されている施設です。
- 土地開発公社の住宅造成により設置された公園は、「又富団地公園」など 7 箇所です。
- 上記の他、工業団地造成時に設置された「美原台公園」や、その他「西町公園」、「芝原農村公園」があります。

②今後の方針

- ◇地域住民等による定期的な点検、修繕を行い、適切な維持管理を行います。

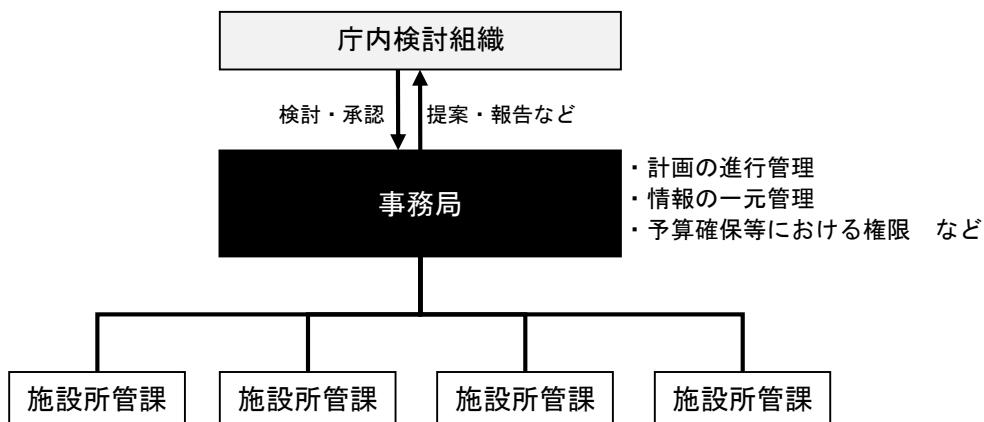
5.推進体制

5. 1. 全庁的な取組体制の構築、情報管理・共有のあり方

(1) 全庁的な取組体制の構築

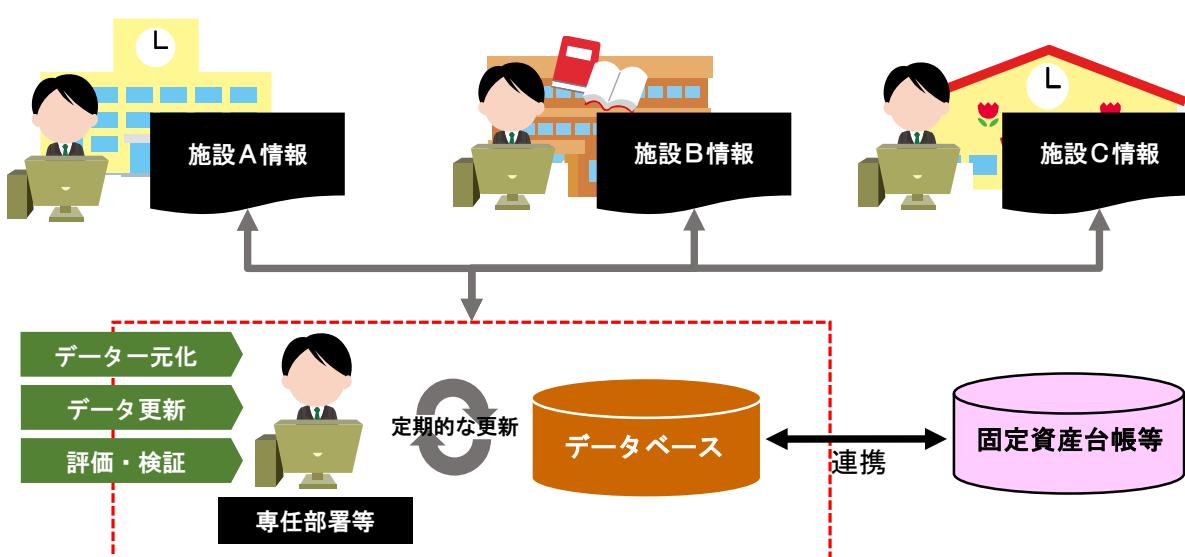
本管理計画の目的である、公共施設等の更新・統廃合、長寿命化などの適切な管理を行うためには、施設所管課などの関連部署と連携する庁内横断的な管理体制を構築し、公共施設等マネジメントに対する取り組みを一元化する必要があります。

以上から、町行政内部において調整や合意形成を行う場としての庁内検討組織及び事務処理を行う事務局を設置します。



(2) 情報の一元管理

施設情報を、各施設所管課が個別に把握している情報を、一元的に管理・共有化すべく施設情報のデータベース化を進めます。また情報を継続的に更新し、活用できる仕組みを構築します。



5.2. フォローアップの実施方針

(1) PDCAサイクルによる計画の推進

○PDCA(計画・実施・評価・改善)サイクルにより、取組の進捗管理や改善を行い、本計画を着実に推進していきます。

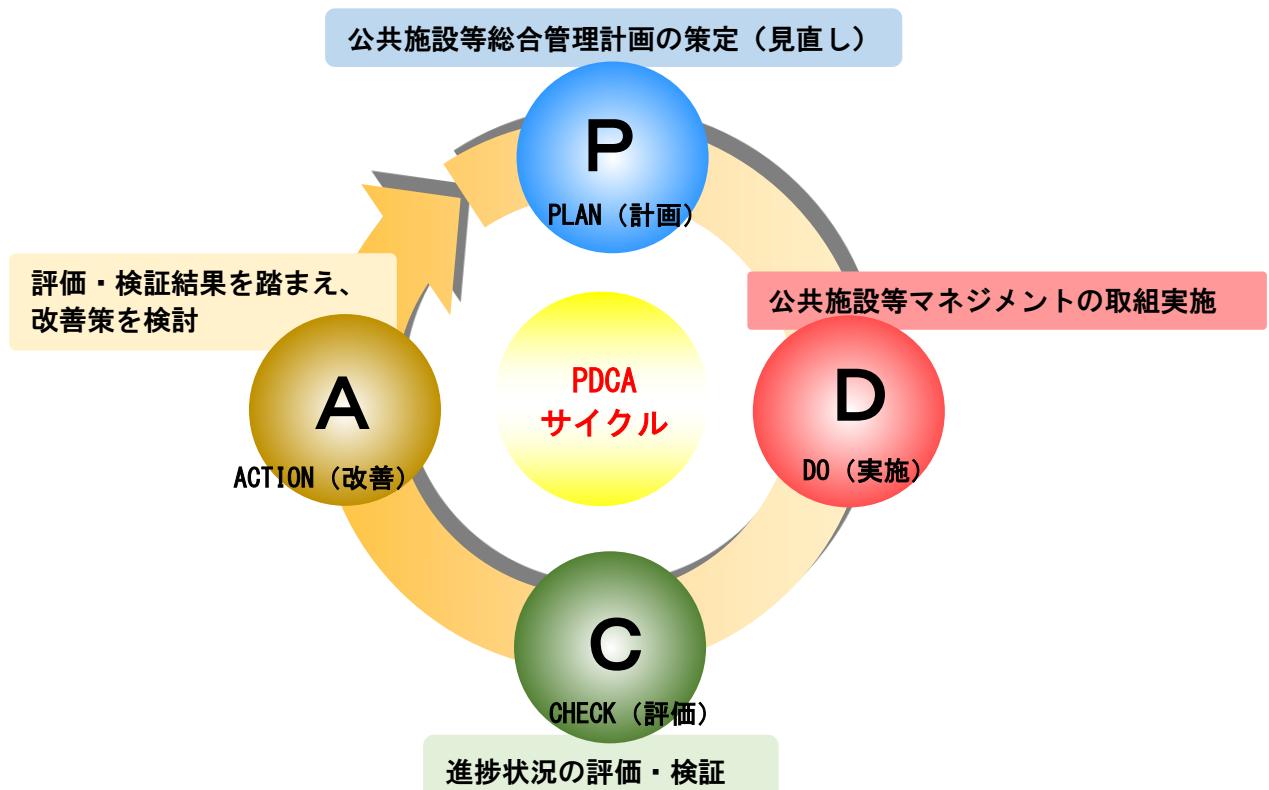


図 5-3 フォローアップの実施のイメージ

PLAN (計画) : 長南町総合計画、長寿命化計画を踏まえた本計画を立案
DO (実施) : 本計画に基づき、公共施設マネジメントを庁内横断的に実施
CHECK (評価) : 施設カルテの活用などにより定期的に評価・検証
ACTION (改善) : 評価・検証の結果を踏まえ、費用削減や機能変更等を実施

(2) 議会・住民との情報共有

○計画推進のためには、住民と情報や意識を共有することが重要であるため、取組状況等の議会報告、町のホームページや広報等を活用した情報公開に努めます。

資料編

資-1. 公共施設等の将来の更新等費用の試算条件

(1) 公共施設

- ◆物価変動率、落札率等は考慮しない
- ◆公共施設の更新（建替え）、大規模改修は、更新年数経過後に現在と同じ延床面積で更新する
- ◆建築後、30年で大規模改修を実施（ただし、大規模改修の実績がある施設は除く）
- ◆建築後、60年で更新（建替え）を実施
- ◆平成27年度時点での大規模改修実施年の30年を経過している施設は、積み残しとして平成28年度から10年間で処理（ただし、大規模改修の実績がある施設は除く）
- ◆更新（建替え）費用、大規模改修費用の単価は、総務省監修の「公共施設等更新費用試算ソフト」の値を採用

表 資-1 公共施設の更新等費用の単価

（単位：m²当たり）

施設分類	大規模改修	更新
住民文化系施設	25 万円	40 万円
社会教育系施設	25 万円	40 万円
スポーツ・レクリエーション系施設	20 万円	36 万円
産業系施設	25 万円	40 万円
学校教育系施設	17 万円	33 万円
子育て支援施設	17 万円	33 万円
保健・福祉施設	20 万円	36 万円
行政系施設	25 万円	40 万円
公営住宅	17 万円	28 万円
公園	17 万円	33 万円
供給処理施設	20 万円	36 万円
その他	20 万円	36 万円

出典：公共施設等更新費用試算ソフト（総務省監修）

表 資-2 公共施設の投資的経費

年度	既存更新分 (千円)	新規整備分 (千円)	用地取得分 (千円)	合計 (千円)
平成23年度（2011）	27,456	0	0	27,456
平成24年度（2012）	12,888	0	0	12,888
平成25年度（2013）	177,637	0	0	177,637
平成26年度（2014）	25,213	0	0	25,213
平成27年度（2015）	6,468	0	0	6,468
5ヶ年平均	49,932	0	0	49,932

(2) インフラ資産

① 道路

◆ 更新年数

道路（一級、二級、広域農道）：15年 道路（その他）：30年

◆ 更新費用

- ・全整備面積を更新年数で割った面積の舗装部分を毎年度更新していくと仮定

◆ 更新費用単価

- ・道路（一級、二級、その他、広域農道）：4,700円/m²

※「公共施設等更新費用試算ソフト」の単価を採用。

表 資-3 道路の投資的経費

年度	既存更新分 (千円)	新規整備分 (千円)	用地取得分 (千円)	合計 (千円)
平成23年度（2011）	51,531	0	0	51,531
平成24年度（2012）	89,096	0	0	89,096
平成25年度（2013）	61,140	0	0	61,140
平成26年度（2014）	94,732	0	0	94,732
平成27年度（2015）	48,488	0	0	48,488
5ヶ年平均	68,997	0	0	68,997

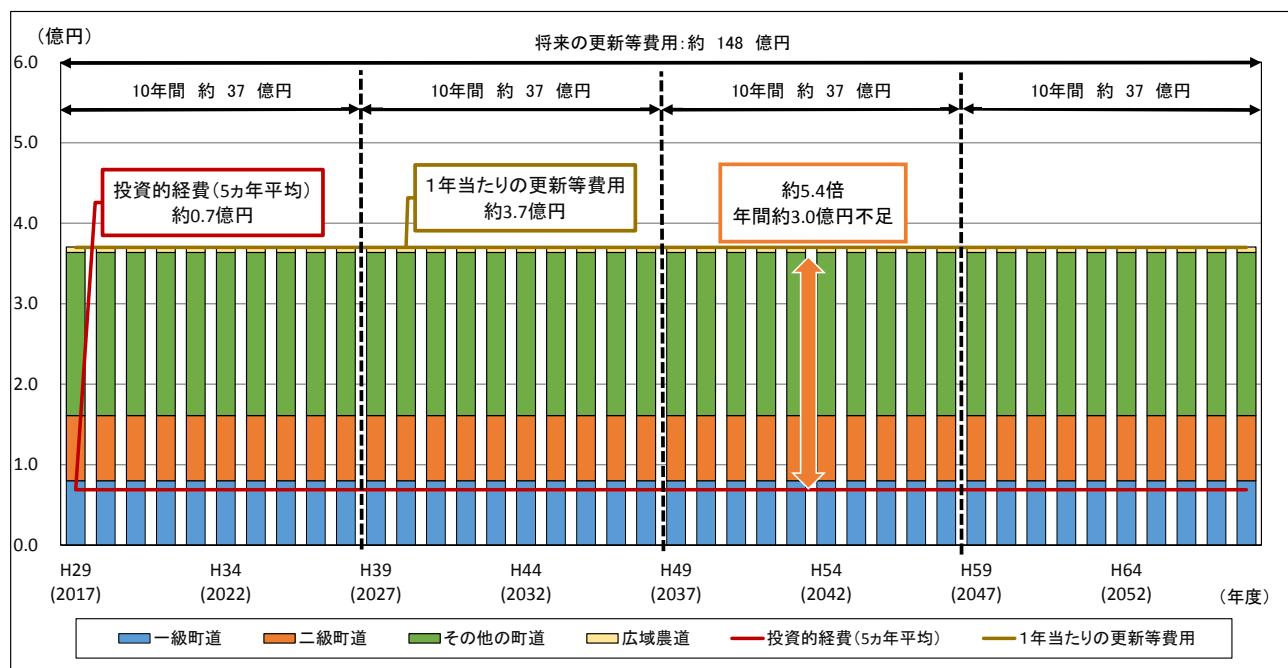


図 資-1 道路の将来の更新等費用

②橋りょう

◆耐用年数：60年

◆更新費用単価

- RC橋、PC橋：413千円/m² 鋼橋：500千円/m²

※「公共施設等更新費用試算ソフト」の単価を採用。

◆建築年度が不明の橋りょう

- 平成29年度から平成68年度の40年間で処理（更新費を40年間で均等に振分け）

◆耐用年数を超えている橋りょう

- 試算時点での更新年数を既に経過している場合：平成29年度から5年で処理（更新費を5年間で均等に振り分け）

表 資-4 橋りょうの投資的経費

年度	既存更新分 (千円)	新規整備分 (千円)	用地取得分 (千円)	合計 (千円)
平成23年度 (2011)	22,365	0	0	22,365
平成24年度 (2012)	19,614	0	0	19,614
平成25年度 (2013)	9,996	0	0	9,996
平成26年度 (2014)	0	0	0	0
平成27年度 (2015)	8,748	0	0	8,748
5ヶ年平均	12,145	0	0	12,145

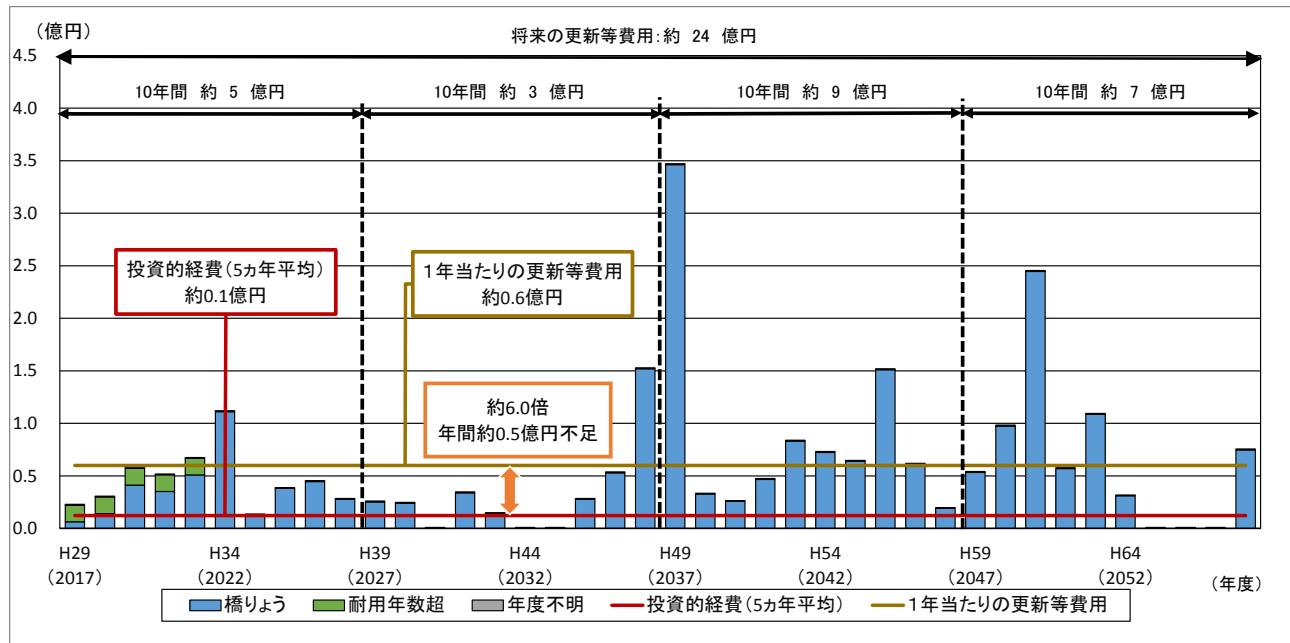


図 資-2 橋りょうの将来の更新等費用

③農業集落排水

◆更新年数

- 管路：50年

◆更新費用単価

- 管路：124千円/m ※「公共施設等更新費用試算ソフト」の単価を採用。

◆汚水処理施設

- 建築後60年で更新、30年で大規模改修を実施

- 更新費用、大規模改修費用の単価は、「公共施設等更新費用試算ソフト」の36万円/m²、20万円/m²を採用

表 資-5 農業集落排水の投資的経費

年度	既存更新分 (千円)	新規整備分 (千円)	用地取得分 (千円)	合計 (千円)
平成23年度（2011）	10,974	0	0	10,974
平成24年度（2012）	13,276	3,938	0	17,214
平成25年度（2013）	9,294	0	0	9,294
平成26年度（2014）	7,346	0	0	7,346
平成27年度（2015）	6,281	5,739	0	12,020
5ヶ年平均	9,434	1,935	0	11,370

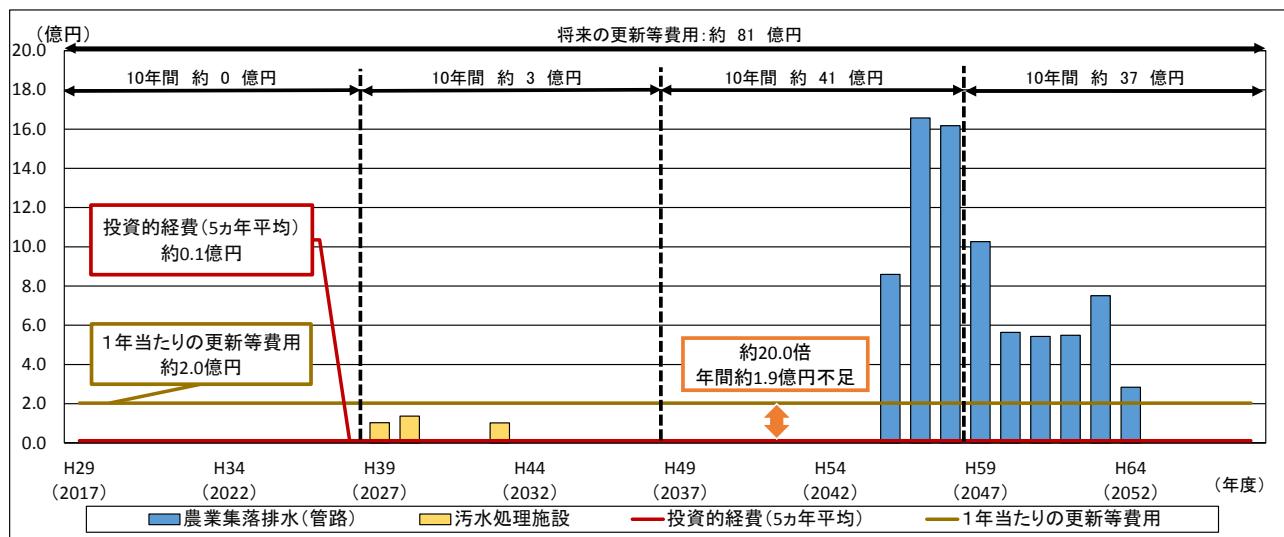


図 資-3 農業集落排水の将来の更新等費用

④ガス

◆更新費用

- ・ポリエチレン管：長期にわたり利用できることから、計上しない
- ・白ガス管：平成32年まで年間4kmの改善を見込み、更新費用単価を乗じることにより更新費用を試算

◆更新費用単価

- ・白ガス管：26千円/m
※舗装本復旧費を除く単価。

◆ガスホルダー

- ・10年ごとの法定点検に備えるため、特別修繕引当金を計上
- ・特別修繕引当金：年間300万円/基

表 資-6 ガスの投資的経費

年度	既存更新分 (千円)	新規整備分 (千円)	用地取得分 (千円)	合計 (千円)
平成23年度 (2011)	117,913	3,503	0	121,416
平成24年度 (2012)	89,836	16,980	0	106,816
平成25年度 (2013)	91,739	18,429	0	110,168
平成26年度 (2014)	109,993	5,627	0	115,620
平成27年度 (2015)	121,944	10,959	0	132,903
5ヶ年平均	106,285	11,100	0	117,385

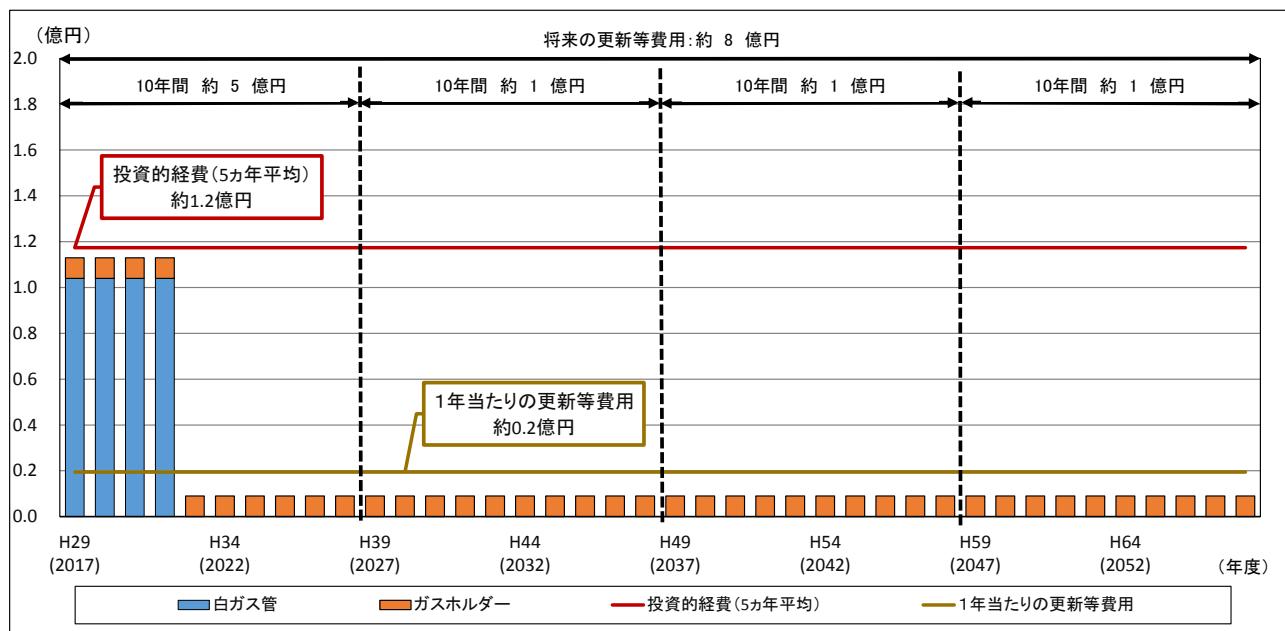


図 資-4 ガスの将来の更新等費用

長南町公共施設等総合管理計画

発行年月 平成 29 年 3 月

発 行 長南町

編 集 長南町 財政課

〒297-0192 千葉県長生郡長南町長南 2110 番地

T E L : 0475-46-2111 (代表)

F A X : 0475-46-1214